

## ⑦ 耕作放棄地の解消および鳥獣被害対策への支援を行っています

### ○鳥獣被害と耕作放棄地問題

農業者の高齢化による担い手不足等により耕作放棄地が増加し、野生動物の逃げ場・隠れ場となり、近隣の田畑への鳥獣被害を招いています。さらに、鳥獣被害は農業者の営農意欲を低下させ、さらなる耕作放棄地の増加の一因にもなるという悪循環となっています。

### 総合的な対策

「個体数調整」 捕獲	「生息環境の管理」 緩衝帯の設置等	「被害の防除」 鳥獣を引き寄せない営農管理や侵入防止柵の設置等
---------------	----------------------	------------------------------------

鳥獣被害対策支援 ※【国交付金】活用の場合には事前に市との調整が必要となります。

事業名	事業概要	補助率
鳥獣被害防止 環境整備支援事業 【国交付金】	市町村鳥獣害対策協議会が実施する、緩衝帯整備等の生息環境管理に関する経費の助成	原則国 1/2 以内(定額の場合あり) 事業主体負担分の 1/2 を県補助
鳥獣被害防止 総合支援事業 (整備事業) 【国交付金】	鳥獣被害防止施設(受益者 3 戸以上での電気柵設置等)、処理加工施設の整備に要する経費の助成	定額(予算により一部自己負担)
笠間市農業 被害防止事業	鳥獣類による農業被害を未然に防止する被害防止施設(電気柵等)を市内農地に設置する場合、その購入費の一部を助成	[個人設置]購入費の 1/4 以内 上限：1ha 以下 20,000 円/人 1ha 以上 30,000 円/人 ※茨城県鳥獣被害防止施設整備支援事業により、市補助額と同額の上乗せ補助があります。
		[共同設置※3 戸以上] 購入費の 1/3 以内 上限：30,000 円/人
		[家庭菜園]購入費の 1/5 以内 上限：10,000 円/人 ※茨城県鳥獣被害防止施設整備支援事業により、市補助額と同額の上乗せ補助があります。
多面的機能 支払交付金	農業振興地域内にある農地に対し、農業者と非農業者の地域住民が一体となり組織を作り、以下のような活動に対し支援 ①農地維持支払 農地の草刈りや水路の泥上げなどに加え、遊休農地発生防止のための保全管理や鳥獣被害防護柵の適正管理 ②資源向上支払(共同活動) 多面的機能の増進を図る活動として、農地周りの環境改善活動の強化(鳥獣被害防止のための電気柵等の設置や藪等の伐採等)等の活動 ※②資源向上支払(共同活動)は、①農地維持支払いと併せて取り組むことが基本	①農地維持支払 水田：3,000 円/10a 畑：2,000 円/10a  ②資源向上支払(共同活動) 水田：2,400 円/10a 畑：1,440 円/10a  ※①と②に取り組む場合 水田：5,400 円/10a 畑：3,440 円/10a

問 農政課(内線 526)

家庭ごみは地域の集積所へ。  
処理場への持ち込み削減にご協力ください。